

令和8年度弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、超高齢社会における医療・福祉職の人材確保を図るとともに、加速する少子化進行の緩和のため、令和8年度予算の範囲内において、弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金（第3条第2項を除き、以下「支援金」という。）を交付することとし、その交付については、青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業実施要領（令和5年8月10日実施）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業対象資格 医療・福祉分野の資格として青森県知事が認める資格をいう。
- (2) 医療・福祉職 事業対象資格に基づく業務をいう。
- (3) 県内医療機関等 青森県内に存する医療機関、社会福祉施設等をいう。
- (4) 交付対象就業先 個人が経営する県内医療機関等又は官公庁若しくは法人が経営する県内医療機関等をいう。
- (5) 18歳未満の世帯員 世帯を構成する者のうち平成20年4月2日以後に出生したものをいう。
- (6) ひとり親世帯 18歳未満の世帯員及びその母、父又は養育者のいずれかからなる世帯をいう。
- (7) 就業 週20時間以上の無期雇用契約に基づき雇用されることをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号から第3号までの要件を満たし、かつ、第4号又は第5号の要件を満たす者とする。

- (1) 世帯等に関する要件 次のアからカまでのいずれにも該当すること。
 - ア 弘前市に移住した日（以下「移住日」という。）前から18歳未満の世帯員を養育しており、かつ、支援金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）時点においても現に養育していること。
 - イ 移住元において18歳未満の世帯員と同一世帯に属していたこと。
 - ウ 申請日時点において、18歳未満の世帯員と同一世帯に属していること。
 - エ 交付対象者と18歳未満の世帯員がいずれも令和7年4月1日以後に移住したこと。
 - オ 申請日時点において、交付対象者と18歳未満の世帯員がいずれも弘前市に居住していること。
 - カ 交付対象者を含む世帯員全員が、いずれも暴力団員又は暴力団と関係を有する者でないこと。
- (2) 移住等に関する要件 次のアからウまでのいずれにも該当すること。
 - ア 移住日直前の10年間のうち通算5年以上、かつ、移住日直前において連続して1年以上、青森県外に居住していたこと。
 - イ 申請日時点において、移住日から1年を経過していないこと。
 - ウ 弘前市に、申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件 次のア及びイに該当すること。

ア 日本人、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に掲げる在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかであること。

イ その他市長が交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

(4) 就業に関する要件 次のアからエまでのいずれにも該当すること。

ア 事業対象資格を有していること。

イ 次に掲げるいずれかの機関において紹介されている求人に対して応募をし、又は官公庁が実施する職員採用試験等を受験して交付対象就業先に医療・福祉職として就業をし、かつ、申請日時点において県内医療機関等に勤務していること。

(ア) 青森県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」

(イ) 公共職業安定所

(ウ) 青森県内の市町村が開設・運営する無料職業紹介所

(エ) 公益社団法人青森県看護協会看護師等無料職業紹介所

(オ) 社会福祉法人青森県社会福祉協議会福祉人材無料職業紹介所

(カ) 公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会無料職業紹介所

(キ) 公益社団法人青森県栄養士会無料職業紹介所

(ク) 青森県内の市町村社会福祉協議会が開設・運営する無料職業紹介所

(ケ) その他市長が認める機関

ウ 県内医療機関等に、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業であること。

(5) 就学に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 新たに事業対象資格を取得するため又は現に有する事業対象資格と異なる事業対象資格を取得するため、次の(ア)から(ツ)までに掲げる青森県内に存する養成機関((ク)以外にあっては、通学制のものに限る。)のいずれかに就学していること。

(ア) 医師養成校

(イ) 薬剤師養成校

(ウ) 看護師等養成所

(エ) 診療放射線技師養成校

(オ) 臨床検査技師養成校

(カ) 理学療法士養成校

(キ) 作業療法士養成校

(ク) 言語聴覚士養成校

(ケ) 歯科衛生士・歯科技工士養成校

(コ) 救急救命士養成校

(サ) 管理栄養士養成校

(シ) 栄養士養成校

(ス) 保育士養成校

(セ) 社会福祉士養成施設

(ソ) 介護福祉士養成施設

(ク) 介護福祉士実務者養成施設

(フ) その他(ア)から(ク)までに掲げる養成機関に準ずるものとして市長が認めるもの

イ アに規定する青森県内に存する養成機関を卒業して事業対象資格を取得した後、前号イの規定による就業をし、3年以上継続して勤務する意思を有していること。

- 2 前項の規定にかかわらず、令和8年度弘前市Uターン就職等支援金交付要綱（令和8年弘前市告示第153号）による支援金の交付の決定を受けた者である場合又は、令和8年度弘前市東京圏UJ1ターン就職等支援金交付要綱（令和8年弘前市告示第151号）による移住支援金若しくは令和8年度弘前市東京圏学生地方就職支援金交付要綱（令和8年弘前市告示第154号）による移転費相当の地方就職支援金（以下これらを「移住支援金等」という。）の交付の決定を受けた者であって当該者が属する世帯がひとり親世帯に該当しない場合は、当該者及び当該者と同一世帯に属する世帯員は交付対象者としない。

（支援金の額等）

第4条 支援金の額は、1,000,000円に、交付対象者に帯同して移住した18歳未満の世帯員1人につき1,000,000円を加算した額とする。

- 2 交付対象者が属する世帯がひとり親世帯に該当する場合は、前項の規定による支援金の額に1,000,000円を加算する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、交付対象者が移住支援金等の交付を受けた者であって、当該者が属する世帯がひとり親世帯に該当する場合における支援金の額は、1,000,000円とする。
- 4 支援金は、一の世帯に対しては重ねて交付しない。

（交付の申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年度弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付申請書（様式第1号）、本人確認書類及び第1号に定める書類並びに第2号及び第3号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類（以下「申請書等」という。）を、市長に提出しなければならない。

(1) 移住日直前の居住地及び当該居住地における居住期間並びに交付対象者及び18歳未満の世帯員が移住日直前及び申請日時点において同一世帯に属していることがわかる住民票又は戸籍の附票

(2) 就業に関する要件（第3条第1項第4号の要件）に該当する者として申請をする場合 次のアからウまでに掲げる書類

ア 就業証明書（様式第2号）

イ 事業対象資格を有することを証する書類

ウ 第3条第1項第4号イの規定による就業をしたことが分かる書類

(3) 就学に関する要件（第3条第1項第5号の要件）に該当する者として申請をする場合 就学先の在学証明書

2 市長は、前項各号に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

3 第1項の申請書等の提出期限は、令和9年1月15日とする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて現地等を調査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、支援金の交付を決定し、速やかに令和8年度弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付決定通知書（様式第3号）に

よりその旨を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付を不可とする場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

(支援金の請求等)

第7条 支援金の請求は、令和8年度弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金請求書（様式第4号）を市長に提出して行うものとする。

- 2 支援金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振込により交付する。

(報告の求め及び現地調査等に基づく指示)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、支援金の交付決定を受けた者（以下「支援金受給者」という。）に対し移住後の就業、就学等の状況の報告を求め、又は現地調査等を行ったうえで必要な措置をとることについて指示をすることができる。

(決定の取消し及び返還請求)

第9条 市長は、支援金受給者が次の各号に該当する場合は、当該各号に定める支援金の額に係る交付決定を取り消すものとする。この場合において、既に支援金が交付されているときは、当該支援金の額の返還を請求するものとする。

- (1) 次のアからオまでのいずれかに該当する場合 全額

ア 虚偽の申請等であることが判明した場合

イ 申請日から3年に満たない間に弘前市から青森県外に転出した場合（弘前市から青森県内の他市町村に転出し、その後青森県外に転出した場合を含む。）

ウ 第3条第1項第4号の要件に該当して支援金の交付決定を受けた場合で、申請日から1年に満たない間に交付対象就業先を退職し、又は解雇されたとき

エ 第3条第1項第5号の要件に該当して支援金の交付決定を受けた場合で、同号アに規定する養成機関（以下「指定養成機関」という。）を卒業できなかったとき又は当該指定養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格の取得に至らなかったとき

オ その他市長が支援金の全額について交付決定を取り消し、及び返還すべきと判断した場合

- (2) 次のアからエまでのいずれかに該当する場合 半額

ア 申請日から3年以上5年以内の期間に弘前市から青森県外に転出した場合（弘前市から青森県内の他市町村に転出し、その後青森県外に転出した場合を含む。）

イ 第3条第1項第4号の要件に該当して支援金の交付決定を受けた場合で、申請日から1年以上3年以内の期間に交付対象就業先を退職し、又は解雇されたとき

ウ 第3条第1項第5号イの要件に該当して支援金の交付決定を受けた場合で、指定養成機関を卒業した日から1年以内に第3条第1項第4号イの規定による就業をしなかったとき又は就業先に就業をした日から1年に満たない間に退職し、若しくは解雇されたとき

エ その他市長が支援金の半額について交付決定を取り消し、及び返還すべきと判断した場合

- (3) 次のア又はイのいずれかに該当する場合 4分の1に相当する額

ア 第3条第1項第5号イの要件に該当して支援金の交付決定を受けた場合で、指定養成機関を卒業した日から1年以内に第3条第1項第4号イの規定による就業をした後、当該就業先に就業をした日から1年以上3年以内の期間に退職し、又は解雇されたとき

イ その他市長が支援金の4分の1に相当する額について交付決定を取り消し、及び返還すべ

きと判断した場合

(4) 前条の規定による報告の求め若しくは指示に従わない場合又は法令若しくはこの要綱の規定に違反した場合（前3号に該当する場合を除く。） 市長が定める額

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号から第3号までに規定する場合に該当するに至った原因が就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、交付決定を取り消さないことができる。

3 第1項の規定による支援金の交付決定の取消しに係る通知及び支援金の返還請求は、令和8年度弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第5号）により行うものとする。

4 市長は、第1項第1号オ、第2号エ又は第3号イに該当するとして支援金の交付決定の取消し又は返還請求をしようとする場合は、青森県と協議のうえその適否を決定するものとする。

5 支援金受給者は、第1項第1号から第3号までに該当することとなった場合は、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

（返還の免除）

第10条 前条第2項の規定の適用を受ける支援金受給者は、令和8年度弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除申請書（様式第6号）に当該事情を証する書類を添付して返還の免除を申請することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、返還の免除の認否について青森県と協議のうえ決定し、返還の免除を承認する場合は令和8年度弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除承認通知書（様式第7号）により、承認しない場合は令和8年度弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除不承認通知書（様式第8号）により、その旨を当該支援金受給者に通知するものとする。

（状況報告）

第11条 次の表の支援金受給者の区分の欄に掲げる支援金受給者は、就学、就業等の状況について、同表提出書類の欄に掲げる書類を、提出期間の欄に定める期間において、提出期限の欄に定める期限までに市長に提出して報告しなければならない。

支援金受給者の区分	提出書類	提出期間	提出期限
第3条第1項第4号の要件に該当して支援金の交付決定を受けた者	就業証明書（様式第2号） 現住所が分かる書類	支援金の交付を受けた年度の翌年度から3年間 支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間	毎年4月30日
第3条第1項第5号の要件に該当して支援金の交付決定を受けた者	就学先の在学証明書	支援金の交付を受けた年度の翌年度から指定養成機関を卒業した年度の翌年度までの期間	
	現住所が分かる書類	支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間	
	就業証明書（様式第2号）	交付対象就業先に医療・福祉職として就業をした日の属す	

		る年度の翌年度から３年間	
	事業対象資格を取得したことを証する書類		交付対象就業先に医療・福祉職として就業をした日の属する年度の翌年度の４月３０日
	第３条第１項第４号イの規定による就業をしたことがわかる書類		

（青森県内の他市町村等への通知）

- 第１２条 市長は、支援金受給者が青森県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対し、その事実について通知するものとする。
- ２ 市長は、青森県内の他市町村において支援金と同種の支援金等の交付を受けた者が当該他市町村から当市へ移住し、その後青森県外に転出した場合は、当該他市町村に対し、その事実について通知するものとする。
- ３ 市長は、支援金の返還請求を行うべき事案が生じた場合は、速やかに青森県に通知するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。